

林野火災注意報・林野火災警報

林野火災の出火原因の多くは人的要因であることから、大部分は皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます！

令和8年1月1日運用開始

林野火災の特徴

林野火災は、ひとたび発生すると早期に延焼拡大することがあります。また、消火のための消防隊の立入りが困難であることや消火用水の確保が難しいこと、広範囲の消火が必要なこともあります。他の火災に比べて鎮火までに時間がかかり、多くの人員を消防活動に必要とする場合があります。このほか、人命・家屋等への危険が生じることや、貴重な森林資源の焼失とそれによる土砂流出等の二次災害の危険が高まること、自然の回復には長い年月と多くの労力を要することがあります。



林野火災注意報とは

降水量や乾燥といった条件により林野火災が発生・延焼しやすい危険な状況です。発令時には、指定された区域での火の使用をひかえるよう努める必要があります。

火の使用の制限について

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火(花火等)を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災警報とは

林野火災注意報の条件に加えて、強風注意報が発表された場合等、発生した林野火災が大規模化しやすい危険な状況です。発令時には、指定された区域での火の使用が禁止されます。違反した場合は、消防法違反として30万円以下の罰金又は拘留に科される場合があります。

*発令基準及び指定区域については、大川広域消防本部HPをご参照ください。

*発令時には、消防署所に掲示板を掲示するほか、消防車両による巡回広報及びテレガイド(☎0879-24-3119)による市民案内等を実施します。



「たき火」は消防署への届出が必要です！

「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)」をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければなりません。

届出書は、大川広域消防本部HPからダウンロードできます。 注意:行為を許可するものではありません。

◎たき火に該当すると考えられる行為(イメージ)

